

○国立大学法人筑波大学高圧ガス危害予防規程

〔平成17年7月21日
法人規程第49号〕

国立大学法人筑波大学高圧ガス危害予防規程

(趣旨等)

- 第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学における高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第5条第1項第1号に定める高圧ガスの製造の許可を得た施設（以下「製造施設」という。）の高圧ガスの製造に係る保安に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 高圧ガスの製造に係る保安については、法その他の法令等に定めがあるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この法人規程において「高圧ガス」とは、法第2条に規定する高圧ガスをいう。

(製造施設)

- 第3条 法第5条第1項第1号に定める製造施設は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 研究基盤総合センターの組織のうち、静電加速器等の設備を核物性等に関する研究及びその他の分野に関する応用研究の用に供するためのもの
 - (2) 研究基盤総合センターの組織のうち、低温寒剤の生産及び供給を行い、低温を利用する研究分野の用に供するためのもの

(保安業務)

- 第4条 学長は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統轄する。
- 2 製造施設の長は、当該製造施設における高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を総括管理する。

(雑則)

- 第5条 製造施設における保安管理体制その他製造施設における災害の防止に関し必要な事項は、当該製造施設の長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年7月21日から施行する。